

平成31年度 組織改正について

資料3

平成31年 4月15日
総務部 行政企画課

平成31年4月26日付け組織改正

(1) 児童相談体制の強化

- 児童虐待に係る相談、立入調査、一時保護等に確実に対応するため、児童相談所の児童福祉司等を7名増員(合計53名)し、「こども・女性相談支援センター」と「中津児童相談所」の「こども相談支援班」をそれぞれ2班体制に拡充する。

現 行	改 正 案
<p>(福 祉 保 健 部)</p> <p>こども・女性相談支援センター</p> <p>センター長—副センター長</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務企画課 こども相談支援第一課 <ul style="list-style-type: none"> 課長—こども相談支援班 障害児支援班 こども相談支援第二課 女性相談支援課 心理支援課 一時保護課 <p>中津児童相談所</p> <p>所長—次長—こども相談・心理支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> 課長—こども相談支援班 心理支援班 	<p>(福 祉 保 健 部)</p> <p>こども・女性相談支援センター</p> <p>センター長—副センター長</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務企画課 こども相談支援第一課 <ul style="list-style-type: none"> 課長—こども相談支援第一班 こども相談支援第二班 こども相談支援第二課 女性相談支援課 心理支援課 一時保護課 <p>中津児童相談所</p> <p>所長—次長—こども相談・心理支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> 課長—こども相談支援第一班 こども相談支援第二班 心理支援班

※ 現行、こども・女性相談支援センターの「障害児支援班」は、主に療育手帳の交付業務を行い、障がい児を対象とした相談や一時保護等については「こども相談支援班」が中心となって対応している。改正後は、療育手帳交付業務も含め、障がい児を対象とする支援は「こども相談支援班」がワンストップで対応する。

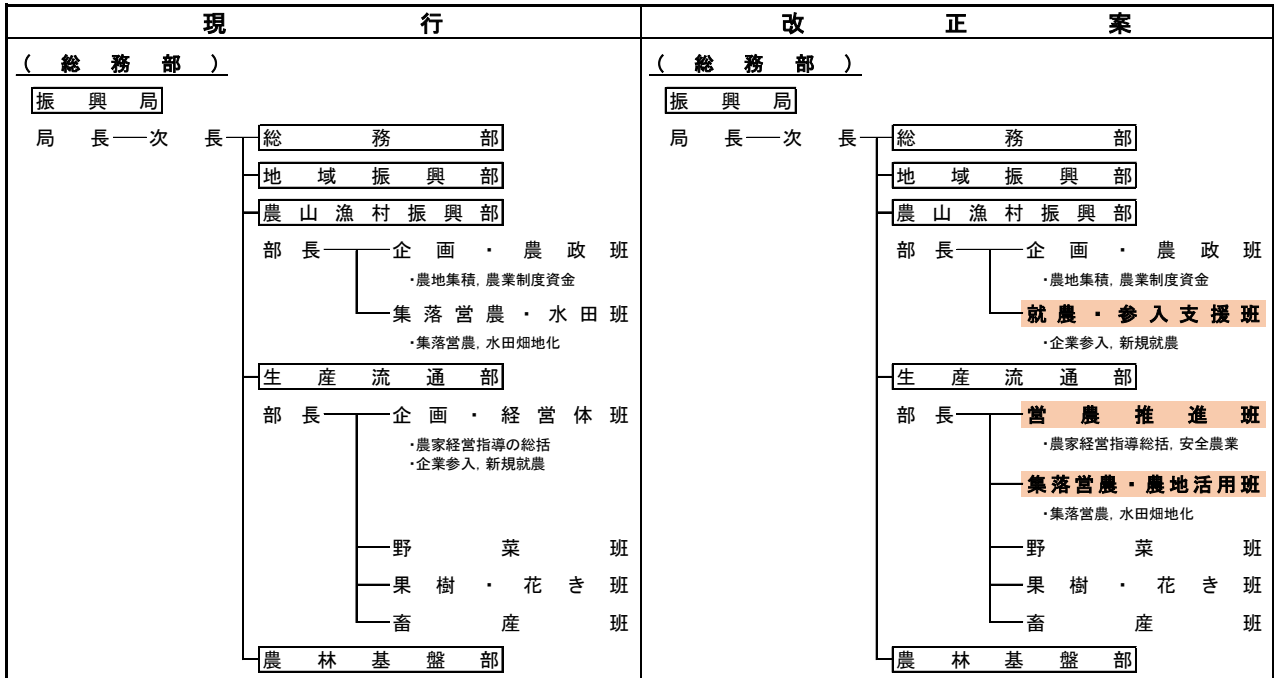
(2) 県有建築物・公共インフラ施設の長寿命化の推進

- 老朽化が進む県有建築物や公共インフラ施設の長寿命化を計画的・戦略的に推進するため、全庁横断的に長寿命化計画の進捗管理等を所掌する『公共施設総合管理班』を「県有財産経営室」に新設する。

現 行	改 正 案
<p>(総 務 部)</p> <p>県有財産経営室</p> <p>室長—</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設保全推進班 <ul style="list-style-type: none"> ・県有建築物の保全管理 ・民間資金を活用した施設整備 利活用推進班 	<p>(総 務 部)</p> <p>県有財産経営室</p> <p>室長—</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設総合管理班 <ul style="list-style-type: none"> [追加]長寿命化計画の進捗管理 [追加]予防保全技術の導入促進 利活用推進班

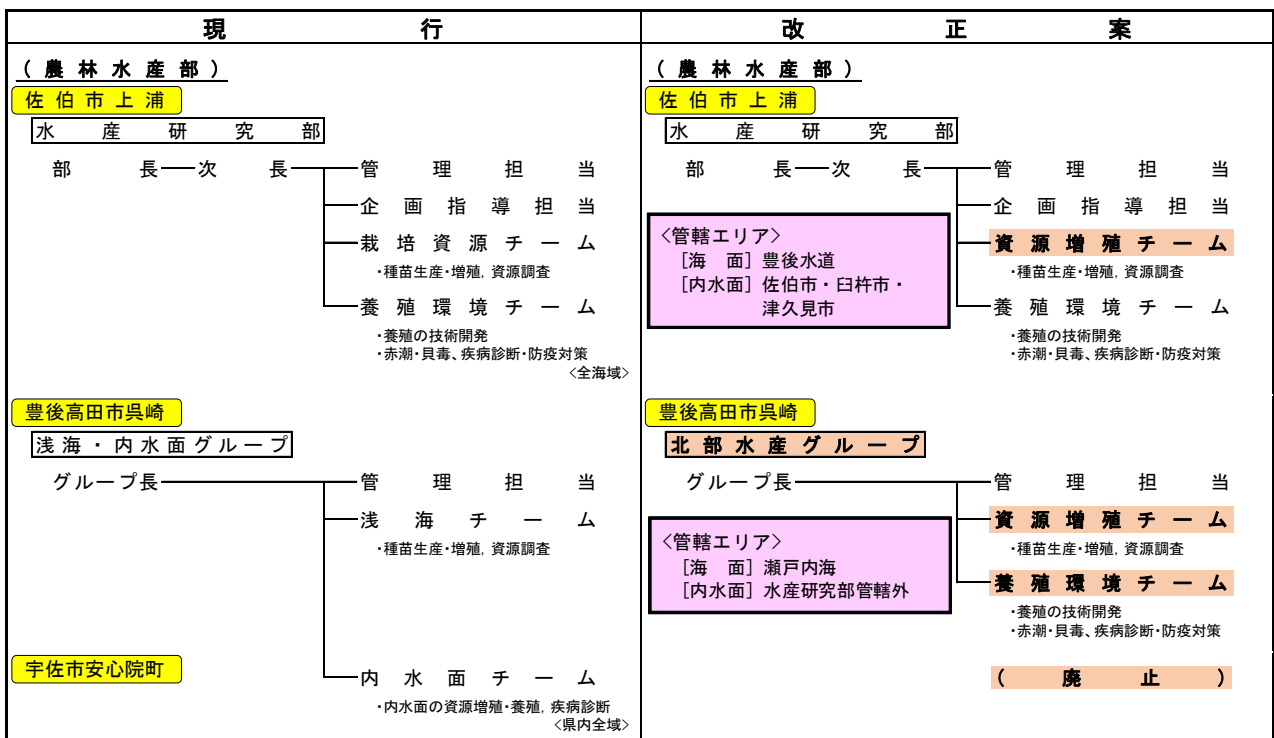
(3) 振興局における水田畑地化と企業参入支援の強化

- 水田農業の構造改革に向けて、集落営農の水田畑地化を強化するため、集落営農に関する業務を「生産流通部」に移管し『集落営農・農地活用班』を新設する。
- 自社農場を拡大する食品加工業者への農地情報の提供等にワンストップで対応し企業参入支援を強化するため、同業務を「農山漁村振興部」に移管し『就農・参入支援班』を新設する。



(4) 現地生産者ニーズに対応した水産試験研究機関の再編

- 現地生産者ニーズへの対応を強化するため、海面養殖の疾病対策と内水面の試験研究を二拠点体制に拡充し、水産試験研究機関を再編する。

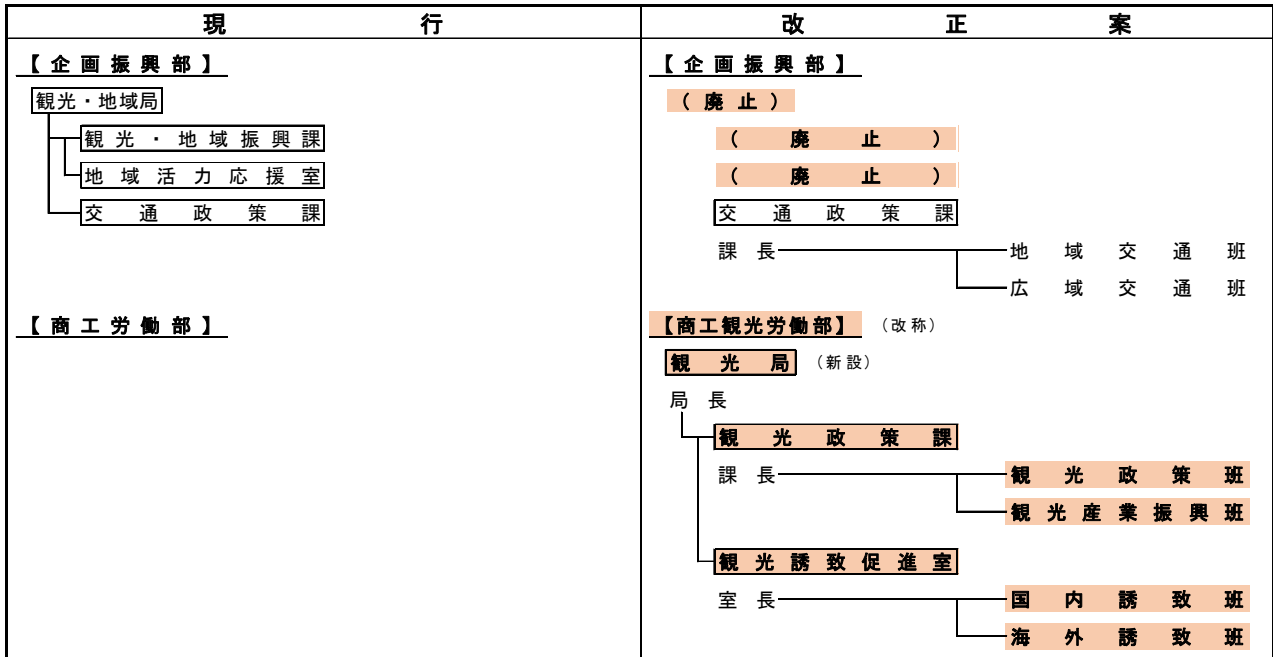


(5) 観光立県・観光振興に関する施策の強化【2月14日公表】

＜平成31年4月26日付け組織改正＞

- ラグビーワールドカップ2019™や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のインバウンド拡大の好機を捉えて、観光立県のリード役として、観光施策に関する業務、特に観光産業振興に関する業務を「企画振興部」から「商工労働部」に移管する。

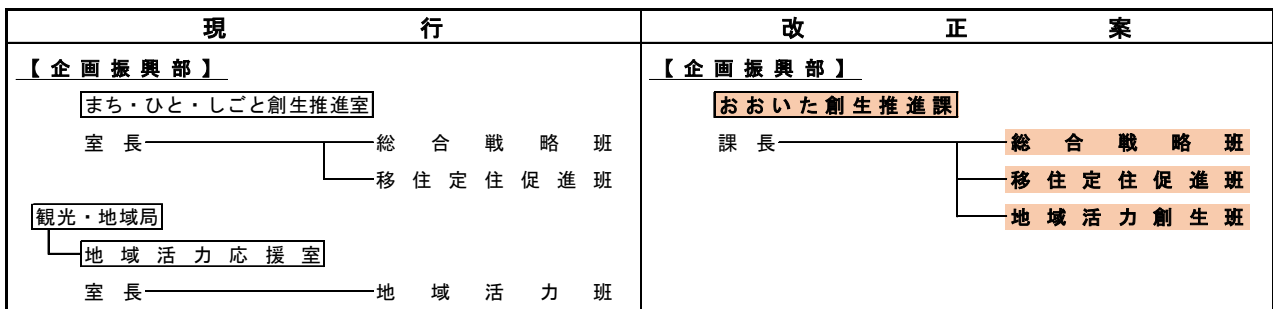
これに伴い、「商工労働部」を『商工観光労働部』に改称のうえ、同部内に『観光局』を新設するとともに、観光戦略を統括し受入環境整備や観光産業振興の業務を所掌する『観光政策課』と国内外からの観光誘致促進の業務を所掌する『観光誘致促進室』を新設する。



(6) 大分県版地方創生の加速・前進【2月14日公表】

＜平成31年4月26日付け組織改正＞

- 市町村との連携をより深化し、県下挙げて地方創生の取組を加速・前進させるため、おおいた創生に関する業務を統括し移住定住促進の業務を所掌する「まち・ひと・しごと創生推進室」と地域の活力づくりやネットワーク・コミュニティに関する業務を所掌する「地域活力応援室」を統合し、『おおいた創生推進課』を新設する。



平成31年4月1日付け組織改正

(7) 県税事務所の再編【2月14日公表】

＜平成31年4月1日付け組織改正＞

- 税務職員の専門性向上、指導体制の充実及び業務の効率化を図るため、「佐伯県税事務所」と「豊後大野県税事務所」の課税業務を「大分県税事務所」に集約し佐伯・豊後大野の両県税事務所を廃止するとともに、県民の利便性を確保するため、減免申請や納税相談などの窓口業務をはじめ、市町村との連携、迅速な滞納処分等に対応できるよう、佐伯・豊後大野各地域に『納税事務所』を新設する。
- 別府・日田・中津県税事務所の法人二税・利子割に係る課税業務を大分県税事務所に集約する。

現 行	改 正 案
<p>【 総 務 部 】</p> <p>大分県税事務所</p> <p>所長——次長——</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総 務 課 — 課 税 第 一 課 — 課 税 第 二 課 — 納 税 課 — 特 別 滞 納 整 理 室 — 自 動 車 税 管 理 室 <p>佐伯県税事務所</p> <p>所長——次長——</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総 務 課 — 課 税 課 <p>豊後大野県税事務所</p> <p>所長——次長——</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総 務 課 — 課 税 課 	<p>【 総 務 部 】</p> <p>大分県税事務所</p> <p>所長——次長——</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総 務 課 — 課 税 第 一 課 — 課 税 第 二 課 — 納 税 課 — 特 別 滞 納 整 理 室 — 自 動 車 税 管 理 室 — 佐伯納税事務所 — 豊後大野納税事務所 <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>

(8) 国民文化祭・障害者芸術文化祭局の廃止【2月14日公表】

＜平成31年4月1日付け組織改正＞

- 第33回国民文化祭・おおいた2018及び第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会の終了に伴い、「国民文化祭・障害者芸術文化祭局」を廃止する。

現 行	改 正 案
<p>【国民文化祭・障害者芸術文化祭局】</p> <p>企画・広報課</p> <p>課長——企画・広報班</p> <p>事業推進課</p> <p>課長——</p> <ul style="list-style-type: none"> — 県 事 業 班 — 市 町 村 事 業 班 — 障 害 者 芸 術 文 化 班 	<p>【 廃 止 】</p>

(参考) 組織の増減の状況

1. 本 庁

(1) 部・局 : $\Delta 1$ (9 \rightarrow 8)

部 局 名	増 減	増	減
商 工 労 働 部	$\Delta 1$		商工労働部
商 工 観 光 労 働 部	1	商工観光労働部	
国 民 文 化 祭 ・ 障 害 者 芸 術 文 化 祭 局	$\Delta 1$		国民文化祭・障害者芸術文化祭局(※)

(2) 部 内 局 : ± 0 (2 \rightarrow 2)

部 局 名	増 減	増	減
企 画 振 興 部	$\Delta 1$		観光・地域局
商 工 観 光 労 働 部	1	観光局	

(3) 課・室 : $\Delta 2$ (91 \rightarrow 89)

部 局 名	増 減	増	減
企 画 振 興 部	$\Delta 2$	おおいた創生推進課	まち・ひと・しごと創生推進室
		交通政策課	観光・地域局 観光・地域振興課
			観光・地域局 地域活力応援室
			観光・地域局 交通政策課
商 工 観 光 労 働 部	2	観光局 観光政策課 観光局 観光誘致促進室	
国 民 文 化 祭 ・ 障 害 者 芸 術 文 化 祭 局	$\Delta 2$		企画・広報課(※)
			事業推進課(※)

2. 地 方 機 関 : $\Delta 2$ (64 \rightarrow 62)

部 局 名	増 減	増	減
総 務 部	$\Delta 2$		佐伯県税事務所(※)
			豊後大野県税事務所(※)

(※)印は、平成31年4月1日付け改正